

日見大曲・宿町団地第1期整備事業 要求水準書

【改定第1版】履歴版

(注意事項)

改定ページのみ抜粋しています。

修正した箇所がわかるように見え消し・赤文字にて標記しています。

令和5年12月

令和6年2月7日（改定第1版）

長崎市

- ・区画番号、白線引き及び車止めを設置すること。
- ・~~住棟1階部分をピロティ駐車場として整備することは不可とする。~~
- ・1台は車椅子使用者専用の区画を設けること。

イ 自転車置場

- ・1台当たりの駐輪スペースは、0.6m×1.9mとする。
- ・平面式自転車置場で屋根付き（鉄骨造等）とし、バイク置場としても使用できる仕様とし、盗難防止などの措置を講じること。

ウ ごみ置場

共同住宅建築にかかるごみステーション設置基準（2021.4.1改正）に基づき、事前に本市の環境部東部環境センターと協議をすること。

エ 関連施設

電気室、ポンプ室、受水槽、LPG置場等は適宜配置すること。

オ その他施設

共用部照明等に電力を供給する太陽光発電設備（5kw程度）、パワーコンディショナー（5.5kw程度）、蓄電池を設けること。

3 調査業務に関する要求水準

(1) 測量調査

- ア 本事業で事業者が必要と判断し実施する測量調査は、適宜実施すること。
- イ 事業者の計画により該当土地の分筆及び地目変更登記等が必要となった場合は、必要となる地積測量図、土地調査書及び写真等を作成すること。なお、上記図面等の作成及び当該登記にかかる現地立会いは土地家屋調査士が行うこと。
- ウ 測量調査は、敷地調査共通仕様書（国土交通省 令和4年3月14日改定版）に基づいて実施すること。

(2) 地質調査

- ア 別添資料⑩「地質調査報告書」は事業者の責任において使用すること。それ以外に本事業で事業者が必要と判断し実施する地質調査は、適宜実施すること。

(3) 電波障害調査

- ア 本事業に必要な電波障害調査は、必要な時期に適切に実施すること。なお、建設の前後に電波測定車等を用いて周辺の電波を測定すること。
- イ 工事施工中及び工事完了後において、必要となった電波障害対策工事は、~~事業者の責任及び費用において、対策に応じ、設計変更の要否について協議を行い、~~共同アンテナの設置や受信局変更等による電波障害対策を速やかに実施すること。